

(本通知の起案番号、発出者、相手方は別記の通り)

平成23年11月21日

## 平成23年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における 入札・契約業務等の円滑な実施について

平成23年度第3次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成23年11月21日付け国会公第146号により事務次官から各地方整備局長等あて通知されているところであるが、このうち記2.に掲げる入札・契約手続の実施については、東日本大震災からの早期の復旧・復興等を図るため、下記に定めるところによることとする。

### 記

1. 総合評価落札方式における提出資料の簡素化等の実施については、「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年4月23日付け国地契第7号、国官技第21号、国営計第21号）、「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年5月12日付け国港総第141-2号、国港技第9-2号）、「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年5月18日付け国空予管第215号、国空技企第20号）又は「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年5月28日付け北開局工管第53号）（以下「簡素化通達」という。）に定める手続により実施すること。なお、対象工事の選定にあたっては、簡素化通達記1.に定めるところによるほか、過去の受注状況等を勘案し、受注者が偏る恐れのある工事においては、適用しないこととする。

また、受注者の偏りや新規参入者に配慮するため、評価項目として、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて」（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号）、「港湾空港等工事における品質確保促進ガイドラインについて」（平成17年10月27日付け国港総第263号、国港技第145号）、「航空局直轄工事における品質確保促進ガイドライン」の制定について（平成17年12月20日付け国空予管第546号、国空建第140号）又は「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドラインについて（通知）」（平成17年10月28日付け北開局工管第157号）の別添中3-4の例示にある「企業の手持ち工事量」に係る項目を、必要に応じて設定すること。

別記

(起案番号)

国地契第51号  
国官技第243号-3  
国営管第371号  
国営計第85号-2  
国港総第490号  
国港技第103号  
国空予管第220号-1  
国空交企第241号-2  
国空安保第274号  
国北予第25号

(発出者)

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局監理部予算・管財室長  
航空局安全部空港安全・保安対策課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

(相手方)

大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
大臣官房官庁営繕部整備課長  
大臣官房官庁営繕部設備・環境課長  
各地方整備局総務部長  
各地方整備局企画部長  
各地方整備局営繕部長  
各地方整備局港湾空港部長  
北海道開発局事業振興部長  
北海道開発局営繕部長  
各地方航空局総務部長  
各地方航空局空港部長  
各地方航空局保安部長